

さま  
様

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

ことば きべつ かいしょう ようぼう  
言葉のバリアによる差別の解消について（要望）

わたしたち社会のすべての成員は、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していかなければなりません。しかしながら、障害のある人たちの存在を意識していない慣習・文化が未だ根強く残っており、それが時に社会から障害者を隔てるバリアとなり、差別の要因となっていることも事実です。ここでは、そのひとつである言葉のバリアについての問題をご理解いただきたく、したためさせていただきます。

1 日本語の表記は、通常、漢字とカナ（ひらがな・カタカナ）によって行われていますが、漢字やカナを用いることのできない視覚障害者には、十分とはいえなくても、点字による情報（書籍や資料など）が提供されています。しかし、視覚や知的能力は健全でありながら、読み書きの障害（ディスレクシア）があって、特に漢字の読み書きが不得手な人たちへの配慮が大きく立ち遅れています。これからは、少なくとも公的な場（広報誌の文章や公共施設での表示など）ではできる限りルビを振る、またはカナのみで表記するなどの配慮が望まれます。

特に教育の場での配慮は喫緊の課題です。児童・生徒の数パーセントには読み書き障害があることが最近の研究で明らかになっています。読み書き障害のある児童・生徒にとって最大の難関は漢字の習得です。知的能力は健全であっても、漢字が読めなければ国語科以外の教科の学習にも大きな支障が生じます。これらの児童・生徒に適切な配慮をしないことは、重大な差別であり、人権侵害です。この障害は、克服することが困難なものとされており、無理や

り漢字を教え込もうというのは、科学的でも教育的でもありません。

したがって、漢字の知識が十分でない児童・生徒であっても、すべての教科を無理なく学ぶことができるように、紙やデジタルの教材、テストの問題には、すべての漢字にルビを振ったものを用意するべきです。もちろん音声による教材も有効ではありますが、自分のペースで学べる紙やデジタルの文字による教材もまた必要です。入学試験等においても、十分な配慮が行われなければなりません。

2 ここで見逃してならない重要な点は、ただ単に点字やルビを振った文、音声による情報にただけでは、理解できない言葉が数多くあるということです。それは漢字を見なければ意味が取れない「共創」「減容」「喫食」などの類の漢語です。さらには、意味の取り違えが起きやすい同音異義語もあふれています。「私案・試案」「前文・全文」「好天・荒天」など。これらも点字やルビ、音声では区別することができません。このような言葉も、障害のある人たちの存在を意識して、点字やカナで読んでも、耳で聞いても分かる（漢字の表意性に依存しない）言葉に置き換えていく必要があります。

これらのことから、配慮を必要とする当事者からの意思表示を待つことなく、行政をはじめ社会全体が、言葉のバリアによる差別の解消のために積極的に取り組んで行けるようご尽力されたく、要望いたします。

## 追記

障害に関わることはありませんが、外国にルーツのある子どもの多くが学校の勉強でつまづいているという現実があります。言葉の壁があります。日本語が分からなければ、学力がつかず、友だちもできません。人間として成長できません。これは本人だけの不利益ではなく、日本社会全体の不利益です。このような子どもにとっての最大の難関は、やはり漢字です。教材やテストの問題にルビを振る等の配慮が行われるべきです。